

て帝位には定申さるべきやのよし、鳥羽院、法性寺殿○藤原忠通に勅問の時、はからひ申がたき由再
三御辭退ありけるに、五度にいたりて責申されて、大神宮の御計と存べし、枉て計承べき旨仰ら
れし、其時力なく四宮○後白河御坐の上はと御返事あり、就其て後白河院踐祚ありき、其跡を追て、壽
永の度、後白河院、月輪殿○藤原兼實に勅問の時、御辭退ありて、久壽の儀は宿老の賢才にて遁所なき
によりて所存を申さる、それなほ數度固辭あり、今度更以計申がたき旨申切られ畢、今いづれの
宮をもて御位に備奉べき哉のよし、攝家をはじめて尋申べき旨武家評議あり、已先賢所存かく
のごとし、誰人か是非におよぶべきやにて、なほ數度女院に申入れられたるにぞ、御領納の儀まし
く、御位にはつかせ給ふ、日ごろは妙法院門跡に御入室あるべきにて、日次などもさだまり
しが、自然に延引して、いざ天位に備まします事、奇特にぞ侍る、

〔太平記 三十二〕後光嚴院御即位事

今度吉野殿○後村上將軍○足利尊氏ト御合體ノ議破レテ合戰ニ及シ刻持明院ノ本院殿○光新院明光

主上○崇光春宮○仁直梶井二品親王マデ皆南方ノ敵ニ囚レサセ給ヒテ、或ハ賀名生ノ奥、或ハ金剛

山ノ麓ニ御座アレバ、都ニハ御在位ノ君モオハシマサズ、山門ニハ時ノ貫主モ渡ラセ給ハズ、此

平安城ト比叡山ト同時ニ始マリ、已ニ六百餘歳、一日モイマダ懸ル事ヲバ承及バズ、是ゾ末法ノ

世ニ成ヌル驗ヨト淺マシカリシ事ドモナリ、サレドモ角テハ如何アルベキトテ、○中略御位ニハ

誰ヲカ即ケ進ラスベキト尋求奉ル處ニ、本院第二ノ御子殿○後光中略、今年十五ニ成セ給フヲ、日野春

宮權大進保光ニ仰テ、南方ヘ取奉ラントセラレケルガ、兎角料理ニ滯リテ、保光京都ニ捨置奉リ

ケルヲ尋出シ進ラセテ、御位ニハ即進ラセケルナリ、

〔皇胤紹運錄〕後柏原院、文明十二、十二、十三、立親王、同廿日、於前左大臣小河第御元服、明應二、正、六、叙
三品、九、十、廿五、踐祚、